

Core1提携特約

第1条 (名称)

本カードは、株式会社北陸銀行（以下「当行」といいます。）と株式会社北陸カードおよび株式会社ジーシーピー（以下併せて「JCB」といいます。）が提携して発行するもので「Core1」（以下「カード」といいます。）と称します。

第2条 (会員)

本特約および別途JCBの定めるJCB会員規約を承認のうえ入会を申し込み、当行およびJCBが認めた方を会員（以下「会員」といいます。）とし、JCBがカードを貸与します。

第3条 (提供サービスと利用)

- 1.当行（本条においては当行が提携するサービス提供会社を含みます。）が提供するサービスおよびその内容については、当行が書面その他の方法により通知または公表します。
- 2.会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員は、会員がJCBの定めるJCB会員規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または当行が会員のサービス利用が適当でないとは合理的に判断したときは、サービスを利用できない場合があります。
- 3.当行が必要と認めた場合には、当行はサービスおよびその内容を変更することがあります。
- 4.会員は、当行が提供するサービスを受ける場合、当行所定の方法により利用するものとします。

第4条 (会員情報の取り扱いおよび開示・訂正・削除)

- 1.会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」といいます。）は、当行が会員等の個人情報（本項(1)に定めるものをいいます。）につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
 - (1)当行のサービスを提供するために、以下の個人に関する情報（以下「個人情報」といいます。）を収集、利用すること。
 - ①氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申込時および第5条において会員が届け出た事項
 - ②入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容
 - ③本カードの利用内容（第6条において共有する情報）
 - (2)宣伝物の送付等当行の営業に関する案内をする目的で、個人情報を利用すること。ただし、会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、当行は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は本特約末尾に記載する窓口につながるものとします。）
 - (3)当行の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。
- 2.会員等は、当行に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。（開示の請求は本特約末尾に記載する窓口につながるものとします。）万登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当行はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。
- 3.会員等は、本特約末尾に記載する当行のグループ会社が、第1項(1)の個人情報を、当行グループ各社のサービスの提供および宣伝物の送付等営業案内の目的で、共同して利用することに同意するものとします。（共同利用に関する問い合わせは本特約末尾に記載する窓口につながるものとします。）

第5条 (届出事項の共有)

会員が、当行またはJCBに対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、当行またはJCBの一方に対して変更の届け出があった場合には、当該届け出いただいた情報について当行およびJCBの間で共有することに、会員はあらかじめ同意するものとします。

第6条 (利用内容の共有)

- 1.会員は、当行が会員に対して会員の本カードの利用内容に応じた当行商品の優遇サービス等、当行のサービスを提供する必要がある場合において、会員の本カードの利用内容を、JCBと当行において共有することにあらかじめ同意するものとします。
- 2.会員は、JCBが会員に対して会員の当行の取引内容に応じたJCB商品の優遇サービス等、JCBのサービスを提供する必要がある場合において、会員の当行の取引内容を、当行とJCBにおいて共有することにあらかじめ同意するものとします。なお、会員は、当該情報についての開示、訂正、削除の申し出は、JCB会員規約に記載の窓口、方法で行うものとします。

第7条 (会員資格の喪失)

会員がJCBの会員資格を喪失した場合は本特約による会員資格も喪失するものとします。

第8条 (年会費)

会員の年会費は、JCBが通知するまで免除するものとします。

第9条 (データ維持料)

前条にかかわらず、会員は月ごとにJCBが通知または公表するデータ維持料を支払うものとします。ただし、会員が次の①②いずれかの条件を充たす場合、または当社が特に認める場合には、会員は該当する月のデータ維持料の支払いを免除されるものとします。

- ①月づきの携帯電話・PHSのご利用料金を本カードでお支払いの場合
- ②本カードでのお支払い金額が月額1万円以上の場合

第10条 (JCB会員規約と本特約の関係)

本特約に定めのない事項については、JCB会員規約が適用されるものとします。

<当行お問い合わせ窓口>

株式会社北陸銀行
〒930-8637 富山市堤町通り1-2-26
076-423-7111

<別表>

第4条第3項の当行グループ会社は、下記URL（株式会社ほくほくフィナンシャルグループホームページ）より、ご確認ください。
<https://www.hokuhoku-fg.co.jp/info/group/>

(Core1規定)

第1条 (キャッシュカード&JCB北陸カード)

- 1.キャッシュカード&北陸カード&カードローン（以下「Core1」といいます。）とは、株式会社北陸銀行（以下「当行」といいます。）のキャッシュカード・カードローン機能と株式会社北陸カード（以下「当社」といいます。）および株式会社ジーシーピー（以下「JCB」といいます。）のクレジットカード（「JCB会員規約」所定の家族カード・ショッピングリボ払い専用カードは除く。）としての機能を一体化し、1枚のカードで提供するサービスのことをいうものとします。なお、Core1のカード表面には「Core1」と表示するほか、氏名（ローマ字表示）、JCBカード会員番号、JCBカードの有効期限およびキャッシュカードの普通預金口座番号等が表示されるものとします。
- 2.「普通預金規定」、「キャッシュカード規定」、「デビットカード取引規定」、「口座振替依頼書電子受付サービス取引規定」、「JCB会員規約」および「Core1規定」（以下「本規定」といいます。）等を承認のうえ、当行、当社およびJCBにCore1の利用を申し込み、当行、当社およびJCBが認めた者（以下「利用者」といいます。）に対し、当行、当社およびJCBは「キャッシュカード規定」により発行するキャッシュカード（以下「キャッシュカード（普通預金）」）および「JCB会員規約」により発行するクレジットカード（以下「JCBカード」といいます。）に代えて、Core1を発行するものとします。
- 3.クレジットカード機能の利用代金等を決済する預金口座（以下「決済口座」といいます。）は、当該Core1の普通預金口座とするものとし

ます。

第2条 (Core1の所有権等)

- 1.Core1の所有権は当行および当社に帰属するものとし、利用者に貸与するものとします。
- 2.Core1を貸与された利用者は、ただちに当該カードの署名欄に自署するものとします。
- 3.利用者は善良なる管理者の注意をもってCore1の使用・保管・管理を行うものとします。また、利用者はCore1を他人に譲渡、質入れしてはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできないものとします。

第3条 (Core1の発行)

Core1の発行は、当行および当社がJCBに委託して行うものとします。また、JCBはJCBが指定する第三者に委託できるものとします。

第4条 (本カードの取り扱い)

- 1.利用者は、預入れ・払戻し・振込・振替・現金の借受等の取り引きが可能な機器（以下「自動機」といいます。）において、Core1を利用する場合は、Core1表面に記載されているカード挿入方向の指示に従って、キャッシュカード・カードローン機能とクレジットカード機能を使い分けするものとします。
- 2.利用者が、Core1のデビットカードとしての機能（「デビットカード取引規定」により定められた機能をいいます。）およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店においてCore1を利用してショッピングを行う場合には、Core1提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。
- 3.第1項および第2項において利用者の過失により使用方法を錯誤した場合に生じる不利益・損害等については、利用者の負担とし、また利用者は、利用者の過失により使用方法を錯誤した場合の取り引きに基づく債務についての支払義務を免れないものとします。

第5条 (有効期限)

- 1.Core1の有効期限は、当行、当社およびJCBが指定するものとし、カード表面に表示した月の末日までとします。
- 2.当行、当社およびJCBは、カード有効期限までに退会の申し出がなく、かつ、当行、当社およびJCBが引き続き利用を認めた場合、有効期限を更新した新たなCore1（以下「更新カード」といいます。）を発行し貸与するものとします。
- 3.更新前のCore1のキャッシュカード・カードローン機能は、利用者が更新カードのキャッシュカード・カードローン機能を利用した以後、失効するものとします。
- 4.利用者は、更新カード貸与を受けたときは、すみやかに更新前のCore1にハサミ等で裁断のうえ、廃棄してください。

第6条 (紛失・盗難等)

- 1.利用者は、Core1が紛失・盗難・詐欺・横領等（以下「紛失・盗難等」といいます。）にあった場合には、ただちにそのむねを当行と、当社またはJCBに通知し、最寄りの警察署に届け出を行うものとします。
- 2.紛失・盗難等の通知を当行が受けた場合には、当行がキャッシュカード・カードローン機能を停止するものとします。また、紛失・盗難等の通知を当社またはJCBのいずれか一方が受けた場合には、当社またはJCBがクレジットカード機能を停止するものとします。
- 3.前項にかかわらず、当行、当社またはJCBのいずれか1社に通知があった場合、任意に当行がキャッシュカード・カードローン機能を、当社またはJCBがクレジットカード機能をそれぞれ停止することができるものとします。これに伴う不利益・損害等については、当行、当社およびJCBは責任を負わないものとします。
- 4.利用者は、Core1が紛失・盗難等にあった場合には、第1項の通知のほか当行に所定の書面により届け出を行うものとします。この届け出前に生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。
- 5.Core1の紛失・盗難等により生じた損害の処理については、キャッシュカード・カードローン機能に関わる損害については、「キャッシュカード規定」が、クレジットカード機能に関わる損害については、「JCB会員規約」が、それぞれ適用されるものとします。

第7条 (届出事項の変更)

- 1.住所、氏名、電話番号、勤務先等に変更があった場合またはキャッシュカード（普通預金）暗証番号もしくは決済口座を変更する場合には、利用者は遅滞なく当行に所定の書面により届け出を行うものとします。利用者が届け出た変更事項（キャッシュカード（普通預金）暗証番号の変更を除く。）は、当行から当社およびJCBへ連絡し、これをもって「JCB会員規約」に定める届け出があったものとします。
- 2.JCBカードの暗証番号を変更する場合には、利用者は遅滞なく当社およびJCBに所定の書面により届け出を行うものとします。
- 3.第1項のうち氏名等に変更があった場合またはキャッシュカード（普通預金）暗証番号もしくは決済口座を変更する場合には第10条所定の再発行手続きがとられるものとします。
- 4.第2項の場合には、「ICクレジットカードサービス規定（ICクレジットカードサービス用の暗証番号）」に定める再発行の手続きがとられるものとします。

第8条 (Core1の機能分離等)

Core1カードは3つの機能（キャッシュカード・カードローン・クレジットカード）を一体化し1枚のカードで提供するサービスであり、各機能を別々のカードに分離することはできません。やむなく各機能の分離、解約を希望する場合または決済口座を当行以外の金融機関に変更する場合はCore1を解約するものとします。利用者は当行に対し当行所定の書面にて届け出を行い、当該カードを返却するものとします。

第9条 (クレジットカード機能の利用停止等)

- 1.利用者が本規定または「JCB会員規約」に違反しもしくは違反するおそれがある場合には、当社またはJCBは利用者あて事前に通知・催告することなく、会員資格を取り消すことができるものとします。
- 2.当社またはJCBが前項により会員資格の取り消しを行った場合には、同時にキャッシュカード・カードローン機能が利用できなくなることがあります。この場合、当行はキャッシュカード（普通預金）を発行し貸与するものとします。
- 3.当社またはJCBが第1項により会員資格の取り消しを行った場合に、当行から新たに当行所定のカードが交付されるまでの間、利用者はキャッシュカード・カードローン機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行、当社およびJCBは責任を負わないものとします。
- 4.当社またはJCBが第1項により会員資格の取り消しを行った場合には、当行、当社およびJCBはそれぞれの判断で利用者あて事前に通知・催告等することなく当行、当社およびJCBの自動機や加盟店等を通じて、Core1を回収することができるものとします。利用者は、当行、当社およびJCBのうちいずれか1社からカード回収の要求があったときには、異議なくこれに応じるものとします。

第10条 (カードの再発行等)

- 1.Core1の再発行を申し込むときには、当行に所定の書面を提出してください。利用者が提出した書面の全部または一部については、当行から当社およびJCBに送付し、これをもって「JCB会員規約」に定める届け出があったものとします。また、第7条第4項による再発行を申し込むときは、当社およびJCBに所定の方法により届け出を行うものとします。
- 2.前項の場合、当該Core1を当行に提出するものとします。なお、新たにキャッシュカードまたはJCBカードが交付されるまでの間、利用者はキャッシュカード・カードローン機能およびクレジットカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行、当社およびJCBは責任を負わないものとします。
- 3.当行、当社およびJCBが第1項に定めるカードの再発行に応じるときは、当行、当社およびJCBが所定の手続きをした後に再発行します。
- 4.利用者は当行および当社所定の再発行手数料の請求があった場合は、当該請求金額を支払うものとします。

第11条 (情報の共有等)

- 1.利用者は、Core1の発行、管理等業務推進に必要な範囲で、次の各号に定める情報について、当行、当社、JCBの間で共有することにあらかじめ同意するものとします。
 - ①利用者が当行、当社、JCBに対しCore1申込時に申込書により届け出た情報、届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変

更があり、第7条に基づいて当行、当社、JCBのいずれかに対して変更の届け出があった場合には、当該届出情報。

②第5条、第6条、第8条、第9条、および第10条記載の事項。

③「キャッシュカード規定」または「JCB会員規約」に違反した事実。

④その他Core1の機能の全部または一部の利用可否判断に関わる当該利用者の情報。

2.当行、当社、JCBは、第1項で知り得た利用者の情報について、利用者のプライバシーの保護に十分注意を払うものとします。

3.本カードの発行業務を委託するにあたり、委託業務遂行上必要な範囲で、当行および当社がJCBに対し、またはJCBが再委託する第三者に対し、Core1に表示ないし記録される利用者に関する情報を預託します。

第12条（事前に発行・貸与したキャッシュカードの取り扱い）

Core1が到着しキャッシュカード・カードローン機能を初めて利用した後、事前に発行・貸与したキャッシュカードは失効するものとします。この場合、利用者はすみやかに当該キャッシュカードをハサミ等で裁断のうえ廃棄してください。

第13条（規定の準用）

1.本規定に特段の定めがない場合は、Core1のキャッシュカード機能については「普通預金規定」、「キャッシュカード規定」、「デビットカード取引規定」および「口座振替依頼書電子受付サービス取引規定」を、クレジットカード機能については、「JCB会員規約」等を準用するものとします。

2.本規定、「普通預金規定」、「キャッシュカード規定」、「デビットカード取引規定」、「口座振替依頼書電子受付サービス取引規定」および「JCB会員規約」等の内容が両立しない場合は、本規定が優先的に適用されるものとします。

第14条（本規定の改定）

本規定の改定は、「JCB会員規約」（会員規約およびその改定）が適用されるものとします。

以上
(TK162200・20230331)

北陸銀行をご利用いただきまして、ありがとうございます。
お客さまのお取引は、各種規定にもとづいてお取扱いたします。

各種規定は、北陸銀行ホームページに掲載しておりますので、ご一読ください。
<ホームページ>
<https://www.hokugin.co.jp/cs/kitei/index.html>
規定の印刷をご希望のときは、北陸銀行窓口へお申し付けください。



(TK162201・20200629)